

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月18日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第46号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（条例第10条第4項の知事が定める事業）</p> <p><b>第12条の2</b> 条例第10条第4項の別に知事が定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) 略</p> <p>（基本手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第14条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の支給申請書には、管轄公共職業安定所長による失業の証明並びに雇用保険法<u>第19条及び第32条</u>から第34条までの規定に準じて支給の制限を行うべき事実の有無の確認を受けなければならない。</p> <p>（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等）</p> <p><b>第22条</b> 第7条、第9条（第1項後段を除く。）、第10条（第1項後段を除く。）、第13条（第4項を除く。）、第14条、第15条及び第19条から前条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>条例第10条第1項又は第3項</u>」とあるのは「<u>条例第10条第5項又</u></p>	<p>（条例第10条第4項の知事が定める事業）</p> <p><b>第12条の2</b> 条例第10条第4項の別に知事が定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) 略</p> <p>（基本手当に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第14条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の支給申請書には、管轄公共職業安定所長による失業の証明並びに雇用保険法第32条から第34条までの規定に準じて支給の制限を行うべき事実の有無の確認を受けなければならない。</p> <p>（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等）</p> <p><b>第22条</b> 第7条、第9条（第1項後段を除く。）、第10条（第1項後段を除く。）、第13条（第4項を除く。）、第14条、第15条及び第19条から前条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>条例第10条第1項又は第3項</u>」とあるのは「<u>条例第10条第5項又</u></p>

改正前	改正後
<p>は第6項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証（様式第4号。）」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証（様式第14号。）」と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第5項の規定」と、「失業認定申告書（様式第9号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書（様式第10号。）」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書（様式第16号。）」と、「<u>雇用保険法第19条及び第32条から第34条まで</u>」とあるのは「雇用保険法第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は<u>在職票</u>に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。</p> <p>（特例一時金に相当する退職手当の支給等）</p> <p><b>第23条</b> 第7条、第9条（第1項後段を除く。）、第10条（第1項後段を除く。）、第13条（第4項を除く。）、第14条、第15条及び第19条から第21条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失</p>	<p>は第6項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証（様式第4号。）」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証（様式第14号。）」と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第5項の規定」と、「失業認定申告書（様式第9号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書（様式第10号。）」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書（様式第16号。）」と、「<u>雇用保険法第32条から第34条まで</u>」とあるのは「雇用保険法第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は<u>在職票</u>に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。</p> <p>（特例一時金に相当する退職手当の支給等）</p> <p><b>第23条</b> 第7条、第9条（第1項後段を除く。）、第10条（第1項後段を除く。）、第13条（第4項を除く。）、第14条、第15条及び第19条から第21条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「特例一時金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「失</p>

改正前	改正後
<p>業者の退職手当受給資格証（様式第4号。）とあるのは「失業者の退職手当特例受給資格証（様式第17号。）と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第7項の規定」と、「失業認定申告書（様式第9号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第18号）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第8項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書（様式第10号。）とあるのは「特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第19号。）と、「雇用保険法第19条及び第32条から第34条まで」とあるのは「雇用保険法第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項から第3項まで」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は<u>在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第24条</b> 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業<u>手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同号ロに</u>該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の2）に、就業促進定着手当に相当する退職手</p>	<p>業者の退職手当受給資格証（様式第4号。）とあるのは「失業者の退職手当特例受給資格証（様式第17号。）と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第7項の規定」と、「失業認定申告書（様式第9号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第18号）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第8項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書（様式第10号。）とあるのは「特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第19号。）と、「雇用保険法第32条から第34条まで」とあるのは「雇用保険法第32条、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項から第3項まで」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあつては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は<u>在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p><b>第24条</b> 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の2）に、就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手</p>

改正前	改正後								
<p>当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号の2）に、又は同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第5号（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="230 1209 1099 1294"> <tr> <td data-bbox="230 1209 864 1251">略</td> <td data-bbox="864 1209 1099 1251">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="230 1251 1099 1294">略</td> </tr> </table> <p>(第1面)</p> <p>(第2面)</p>	略	略	略		<p>当」という。)に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号の2）に、又は同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第5号（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1209 2024 1294"> <tr> <td data-bbox="1155 1209 1789 1251">略</td> <td data-bbox="1789 1209 2024 1251">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1155 1251 2024 1294">略</td> </tr> </table> <p>(第1面)</p> <p>(第2面)</p>	略	略	略	
略	略								
略									
略	略								
略									

改正前	改正後																																																
略	略																																																
(第3面)	(第3面)																																																
略	略																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 回</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">就業手当に相当する退職手当支給経過</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">受付年月日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">交付年月日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">支 給 金 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td colspan="6">備 考</td> </tr> </table>	第 回	年 月 日	年 月 日						就業手当に相当する退職手当支給経過								受付年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日					支 給 金 額	円	備 考						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 回</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">再就職手当に相当する退職手当支給経過</td> </tr> </table>	第 回	年 月 日	年 月 日						再就職手当に相当する退職手当支給経過							
第 回	年 月 日	年 月 日																																															
就業手当に相当する退職手当支給経過																																																	
受付年月日	年 月 日	交付年月日	年 月 日																																														
支 給 金 額	円	備 考																																															
第 回	年 月 日	年 月 日																																															
再就職手当に相当する退職手当支給経過																																																	
再就職手当に相当する退職手当支給経過	再就職手当に相当する退職手当支給経過																																																
略	略																																																
(第4面)	(第4面)																																																
略	略																																																
様式第10号 (第14条関係)	様式第10号 (第14条関係)																																																
(表)	(表)																																																
略	略																																																
(裏)	(裏)																																																
略	略																																																
公共職業安定所長の意見	公共職業安定所長の意見																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に該当する事実の有無の確認について記入してください。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 雇用保険法第32条から第34条までの規定に該当する事実の有無の確認について記入してください。 </div>																																																
様式第12号 (第17条関係)	様式第12号 (第17条関係)																																																
(表)	(表)																																																
略	略																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">内職 (労働日数、収入額)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 60%;">就業手当支給日数</td> </tr> </table>	略				内職 (労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">内職 (労働日数、収入額)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> </table>	略				内職 (労働日数、収入額)		円																																	
略																																																	
内職 (労働日数、収入額)		円	就業手当支給日数																																														
略																																																	
内職 (労働日数、収入額)		円																																															

改正前	改正後
略 (裏) 略	略 (裏) 略

様式第20号を次のように改める。

**様式第20号 削除**

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第20号の2</b>（第24条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>「 事業主の証明 」</p> <p>⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日</p> <p>事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><b>様式第20号の3</b>（第24条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>「 略 」</p>	<p><b>様式第20号の2</b>（第24条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>「 事業主の証明 」</p> <p>⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日</p> <p>事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><b>様式第20号の3</b>（第24条関係）</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>「 略 」</p>

改正前		改正後	
事業主の証明 「	8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年月日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)	事業主の証明 「	8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年月日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)
	略		略
	(裏)		(裏)
	略		略
様式第21号 (第24条関係)		様式第21号 (第24条関係)	
	(表)		(表)
「 事業主の証明 」	略	「 事業主の証明 」	略
	略		略
	⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)		⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年月日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)
	略		略
	(裏)		(裏)
	略		略
	略		略

様式第26号から様式第28号までの様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 様式第20号の2、様式第20号の3及び様式第21号の改正規定 公布の日
  - (2) 様式第26号から様式第28号までの改正規定 令和7年6月1日
  - (3) 第14条、第22条、第23条及び様式第10号の改正規定 令和10年10月1日  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。